

# Q83

保険金支払方式で破綻処理した場合、当該農水産業協同組合はどうなるのですか。

## Ans.

農水産業協同組合の破綻処理方式の項（「第1部 貯金保険制度の概要 4 破綻処理方式」の項（16ページ）を参照してください）で説明しましたとおり、保険金支払方式で破綻処理する場合は、破綻農水産業協同組合は破産手続によって清算処理され、農水産業協同組合の機能が消滅します。

このため、破綻した農水産業協同組合との間で行っていた貯金取引はすべて停止され、保険の対象となる貯金等について名寄せその他の必要な作業を終え次第、貯金者に直接保険金として支払われることとなります。

また、その他の事業もすべて停止するため破綻農水産業協同組合を利用できなくなります。

他方、付保貯金額を超える貯金等や保険対象外の貯金等については、概算払や破綻農水産業協同組合の破産手続の中で配当金として、一定額を受け取ることとなります（「第1部 貯金保険制度の概要 3 (3) 付保貯金以外の貯金等の取扱い」の項（11ページ）を参照してください）。

# Q84

保険金の請求を失念した場合、どのようになるのですか。

## Ans.

① 保険金の請求は、貯金保険機構から郵送される保険金額等を記載した「保険金支払通知書・請求書」の「保険金支払請求書」に、貯金者が署名・捺印のうえ、貯金保険機構（貯金保険機構が農水産業協同組合等に保険金支払業務を委託した場合には、当該農水産業協同組合等の窓口）に提出して行きます。その際、同時に、本人確認ができる所定の書類等を添付する必要があります。

② 保険金の支払期間は、貯金保険機構が運営委員会の議決を経て定めたいえ公告します（「第1部 貯金保険制度の概要 4 (3) 保険金支払方式」の項（21ページ）を参照してください）が、貯金者は、この支払期間内であれば保険金を請求することができません。

ただし、その支払期間内に請求しなかったことについて、災害その他やむを得ない事情があると貯金保険機構が認めるときはこの限りではありません。

③ やむを得ない事情があると認められない場合には、保険金の支払を受けることはできません。この場合は、破綻した農水産業協同組合について破産手続が進行している場合には、貯金等債権は、農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律に基づき、貯金保険機構が作成する貯金者表に掲載され、裁判所に届出が行われます。

したがって、貯金者は原則として貯金保険機構を代理人として破産手続に参加し、配当金の受取りを待つこととなります。

この場合、破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて配当金が支払われるため、貯金等が一部カットされることがあります。